

表彰規程

(平成16年3月26日 理事・評議員会)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団（以下「この法人」という。）が定款第4条第2号に基づく表彰事業を実施するための基準及び手続を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 この法人は、岡山県のスポーツ・文化の振興及び発展に寄与することを目的として、次の表彰を行う。

(1) スポーツ活動に対する表彰

イ マルセンスポーツ大賞

当該年度における国際大会・全国大会等において著しく活躍された個人、団体又はスポーツの振興に多大な功績のあった者。

ロ マルセンスポーツ特別賞

当該年度における国際大会・全国大会等において特に優秀な成績を収めた個人、団体又はスポーツの振興に相当な功績のあった者。

ハ マルセンスポーツ賞

当該年度における国際大会・全国大会等において優秀な成績を収めた個人、団体又はスポーツの振興に功績のあった者。

(2) 文化活動に対する表彰

イ マルセン文化大賞

当該年度において文化の振興に著しく貢献した個人又は団体。

ロ マルセン文化特別賞

当該年度において文化の振興に特に貢献した個人又は団体。

ハ マルセン文化賞

当該年度において文化の振興に貢献した個人又は団体。

(3) スポーツ・文化特別表彰

イ マルセン栄誉大賞

マルセンスポーツ大賞・マルセン文化大賞受賞者で、更なる功績を挙げた者。

(対象)

第3条 この法人の表彰は、岡山県内に所在する団体又は居住する個人、若しくは岡山県ゆかりの者であること。

(副賞金額)

第4条 副賞の金額は、理事会で定めた予算の範囲内とする。

(対象期間)

第5条 対象となる期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。

(連続表彰)

第6条 連続表彰は、原則として行わない。ただし実績により、前回以上の成績を修めた者を表彰候補とすることができる。

(推薦)

第7条 この法人は、公の機関、スポーツ・文化関係機関(団体)等から、表彰候補者の推薦を受けるものとする。

(選考委員会)

第8条 選考委員は、役員、評議員、公の機関、スポーツ・文化関係団体及び機関(以下、「学識経験者等」という。)のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する委員で構成する。

(選考)

第9条 この法人は、別に定める期間に選考委員会を開き、第7条で推薦された候補者の中から、この法人の定める基準をもって若干名ずつを選考する。

2 受賞者は、理事長が選考委員会の選考結果の報告を受け、理事会において決定する。

(表彰)

第10条 理事長は、毎年1回、受賞者を表彰式において表彰し、表彰状と副賞を贈呈する。

(補則)

第11条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。

2 この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成16年度の表彰式から適用する。

この規程は、平成22年度から適用する。

第3条中、岡山県ゆかりの者とは、次のとおり

- ・ 岡山県出身者
- ・ 岡山県内の学校等を卒業した者
- ・ 岡山県内に就職・在職経験のある者等

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成22年3月31日 一部改正

平成25年3月28日 一部改正

平成29年3月29日 一部改正

平成19年に新設された特別表彰(第2条(3))のうち、特別賞の評価を大賞と賞の中間として整理した。